

令和4年第4回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年4月20日 午前10時00分

閉会 令和4年4月20日 午前10時35分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第16号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第17号	農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件	別紙1件
議案第18号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙12件
報告第10号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙1件
報告第11号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙4件
報告第12号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙6件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第4回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は9番委員と10番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第16号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲渡理由は体調が優れず営農が困難になったため、譲受理由は栽培環境を向上し、規模拡大を図るためです。

申請地は沓掛町坊主山102番、104番、登記地目、現況地目はすべて畑、面積は合計1,434㎡です。

申請地の現況については、4月4日に現地確認を行ったところ、雑木が生い茂り山林化していましたが、今後、開拓し畑として整備するとのことでした。

譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町徳田池下20番は田として管理されており、沓掛町坊主山39番40、91番、沓掛町松本37番13、42番35、沓掛町池ノ内45番2、45番3、46番1、47番は畑として管理されていました。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 4月11日に10番委員と農地利用最適化推進委員で申請地および所有農地の現地確認を行いました。申請地は山林化していますが徐々に伐採が進んでおり耕起に向けての作業が進んでいます。譲受人の所有農地も適切に耕作されており、許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の10番委員の意見を求めます。

- 10番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。
- 最3番委員 2番委員、10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第16号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第16号は可決いたします。引き続きまして、議案第17号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第17号について説明します。農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件です。
- 転用目的は自己用住宅です。
- 申請者は、今回申請地南側隣接地の店舗併用住宅にて住んでおります。この店舗併用住宅は平成13年に新築され、その後業務拡大の必要に迫られ3度の増築を行っており、現在居住スペースがほぼない過密かつ狭小な状況となっております。そのためやむを得ない自己用住宅の新築をするため申請に至りました。
- 申請地は間米町敷田1271番291、1271番372、1271番373、1271番374、登記地目はすべて畑、現況地目は雑種地、畑、面積は合計498㎡です。
- 申請地は図面中央の囲んだ所で、豊明市役所から北西に約2kmに位置します。
- 次に農地区分について説明します。申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。
- 申請地の現況については、4月4日に現地確認を行ったところ、申請地は間米町敷田1271番374は野菜が作付けされている状態でしたが、間米町敷田1271番291、1271番372、1271番373は既に砂利敷きの通路として整備されていたため、このことについて申請者に対して始末書の添付を求めます。
- 土地造成は整地のみです。既設土留や側溝により周辺への土、水の流出を防止します。汚水等排水は浄化槽により処理し、雨水と集水して道路側溝へ放

流します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 4月9日に11番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり始末書の提出を条件として、許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 8番委員、11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

1番委員 現時点で始末書が提出されていない状況で良いのか。

事務局 県への進達の際には必ず添付するようにしています。

議 長 始末書の宛先はどこになるのか。

事務局 許可権者である愛知県知事あてになります。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第17号は可決いたします。引き続きまして、議案第18号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第18号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

豊明アグリサービスの新規申請が7件、個人の新規申請が5件です。

なお12番案件については令和4年1月案件において農地法第3条により所有権移転が許可された農地に当たりますが、申請理由が道路用地として失った農地の代替地の確保であったことから、利用権の是非について愛知県農業会議に確認したところ、①収容などによる代替地であること、②利用権を受けるものが大規模経営を行っていること、以上2点を備えていれば農地の利用集約の観点から問題ないとの回答をいただきました。本案件はこの要件を満たしているため、利用権設定は問題ないと思われまます。

以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

3番委員 12番案件の申出者は世帯内贈与により後継者にほぼ毎年農地を譲渡していますが、その場合は利用権設定は解約しなければならないか。

事務局 今回は収容による農地取得からの利用権設定ということである意味特例的なものであり、世帯内贈与の場合は利用権設定の解約が必要である旨の説明を本人に念押しさせていただきました。

議 長 今回のような記録は事務局として残しておく必要があると思うが、問題ないか。

事務局 記録として残しておきます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

意見なし

議 長 それでは採決します。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第18号は可決いたします。引き続きまして、報告第10号、第11号、第12号について報告願います。

事務局 報告第10号、第11号、第12号について説明

議 長 以上のとおり、報告第10号、第11号、第12号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前10時35分）。